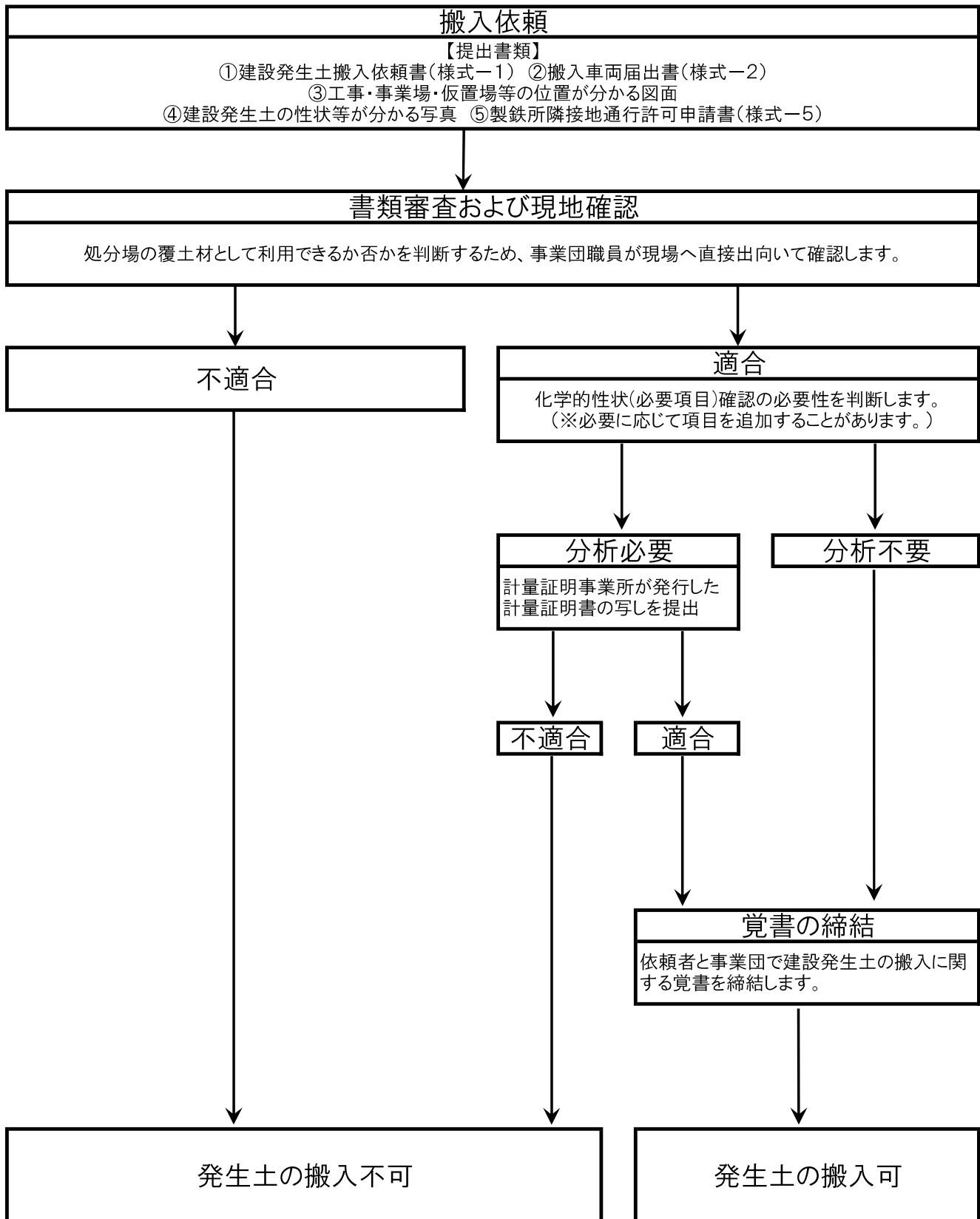


建設発生土搬入  
利用の手引き

令和8年4月1日改定

公益財団法人岡山県環境保全事業団

## 【利用手続の流れ】



## 建設発生土搬入要領

### 1. 趣旨

公益財団法人岡山県環境保全事業団（以下「事業団」という。）は、工事から発生する建設発生土（以下「発生土」という。）を水島埋立処分場（以下「処分場」という。）で覆土材として有効利用することにより、事業の円滑な運営並びに生活環境の保全に寄与するため、発生土の受入を行います。

### 2. 処分場を利用できる者

処分場を利用できる者は、工事から発生する発生土の搬入を依頼する者（以下「依頼者」という。）とします。

### 3. 処分場に搬入できる発生土（受入基準）

- 1) 発生土の土質は、真砂土同等であり、重機による敷均し後ダンプトラックの走行性が確保できるものとしします。
- 2) 改良土および浚渫土を除いた発生土を対象とします。
- 3) 発生土中に含まれる岩砕等の大きさは5cm以下とします。
- 4) 発生土に木片・草・廃棄物等の異物が混入していないものとし、また建設汚泥等の廃棄物と適切に分別保管されているものとしします。
- 5) 『土壌の汚染に係る環境基準』（環告46号）に適合しているものとしします。

### 4. 受入時間および休業日

- 1) 受入時間（計量所受付時間）  
8：30～12：00及び13：00～16：30  
ただし、JFEスチール㈱「北門」の入門時間は、8：00～16：00です。
- 2) 休業日
  - (1)土曜日・日曜日・国民の祝日（振替休日を含む）
  - (2)年末年始
  - (3)その他、必要上やむを得ないとき  
受入時間または休業日をやむを得ず変更する場合は連絡します。

### 5. 搬入申請の手続き

- 1) 依頼者が処分場に発生土を搬入しようとするときは、搬入依頼書（別添様式－1）を事前に事業団へ提出してください。  
なお、搬入依頼書には搬入車両届出書（別添様式－2）、工事・事業場・仮置場等の位置が分かる図面、建設発生土の性状等が分かる写真の添付が必要です。
- 2) 搬入依頼書を受理した後に、受入できる発生土であるか否かを判断するため、事業団職員が現地等を事前確認します。現場状況及び発生工程等により化学的な性状の判定が必要と判断された場合、計量証明書の提出をお願いすることがあります。  
その際、すでに必要項目の分析を実施し、計量証明書（環境計量証明事業所が発行したものに限る。）がある場合は、その写しを提出してください。なお、分析を実施していない場合は、依頼者の負担により分析を実施していただきます。
- 3) 事前確認の結果、事業団が受入可能と判断した場合には、搬入を承諾し覚書を締結します。
- 4) J F E スチール㈱の「製鉄所隣接地通門証」（以下「通門証」という。）を所有していない通行予定者が発生土を搬入しようとする場合は、製鉄所隣接地通行許可申請書（別添様式－5）と通行予定者の公的証明書の写し（運転免許証等）を提出し、通門証を必ず取得してください。

なお、詳細な手続き方法は別紙「産業廃棄物搬入者通行要領」における「産業廃棄物」を「建設発生土」に読み替えてご参照ください。

## 6. 覚書の締結等

- 1) 「水島処分場への建設発生土の受け入れに関する覚書」（以下「覚書」という。）により、依頼者と事業団で覚書を締結します。（別添様式－3）
- 2) 覚書の作成に必要な費用については、双方平分してこれを負担することとします。

## 7. 搬入の手順

- 1) 車両標示ステッカー（「車両標示ステッカー見本」参照）の掲示  
車両標示ステッカーをJFEスチール㈱警備員（以下「警備員」という。）および計量所の事業団係員（以下「係員」という。）が確認できる位置に掲示してください。
- 2) 建設発生土管理票（以下「管理票」という。）（別添様式－4）の携帯  
管理票に必要な事項を記入のうえ、ダンプトラック1車につき1枚の管理票を携帯してください。
- 3) JFEスチール㈱敷地内への入門許可と敷地内の通行  
JFEスチール㈱「北門」を通過する際、警備員及びRFID認証機に「通門証」を提示し、「産業廃棄物搬入者通行要領」における「産業廃棄物」を「建設発生土」に読み替えて遵守のうえ、指定された経路（「産業廃棄物搬入ルート案内図」）を安全運転で通行してください。
- 4) 処分場への入場許可  
計量所へお進みいただき、係員へ管理票を手渡し、積載物検査と車両重量の計量等を受けた後、整理券を受け取り、係員の指示に従い入場してください。
- 5) 発生土の荷卸し  
係員の指示に従い、指定された荷卸し場所に速やかに移動し、発生土を荷卸ししてください。  
なお、係員が荷卸し後に最大径や異物混入の有無などについて、目視確認を行う場合があります。
- 6) 処分場からの退場  
荷卸し後は、速やかに計量所に移動してください。計量所では、整理券を係員に渡し、車両重量の計量を受けた後、受入済証を受け取り、係員の指示に従い退場してください。
- 7) JFEスチール㈱敷地内からの退出  
処分場からの退場後は、JFEスチール㈱敷地内の指定された経路を通り、速やかに退出してください。その際、JFEスチール㈱「北門」を通過する際、警備員及びRFID認証機に「通門証」を提示のうえ、警備員の指示に従い、退出してください。

## 8. 搬入にあたっての注意事項

- 1) 降雨の状況によっては搬入できない場合もありますので、雨天時や降雨後などに搬入される際は事前に水島事業所（086-440-0666）まで電話にて連絡頂きご確認ください。
- 2) 建設発生土運搬に伴う事業団施設内の通行ルートについては、係員の指示に従い適正に通行してください。
- 3) 処分場内から退場する時は、必ず洗車ピットを通行してください。
- 4) 計量時や荷卸し時は安全に停車してください。これらの必要時以外での事業団施設内における駐停車は禁止です。
- 5) 事業団施設内は、喫煙等火気の使用は禁止です。
- 6) 事業団施設内で交通事故、発生土の飛散・流出等が発生した場合は、事業団水島事業所（086-440-0666）に直ちに連絡し、その指示に従ってください。なお、事業団施設または第三者に与えた損害については、依頼者においてその損害を賠償していただきます。

## 9. 受入料金

受入料金は、受入単価に受入量（トン以下少数第2位までの重量）を乗じた額となります。

### 1) 受入単価

発生土の受入単価は1 tあたり500円（消費税別）です。

### 2) 受入量

受入量は事業団の計量所で、搬入時（入）と投棄終了後（出）にそれぞれ車両の総重量を計量し、その差とします。受入量の集計は、1か月単位で実施します。

### 3) 支払い条件

毎月10日までに前月分の受入料金をご請求いたしますので、当月末日までに事業団指定の金融機関へ振込手数料をご負担のうえ入金してください。なお、請求書は事業団指定の様式とさせていただきます。

## 10. 搬入計画の変更及び終了

1) 搬入期間及び搬入土量に変更が生じた場合は、事前に事業団へ連絡のうえ「建設発生土搬入依頼変更届」（以下「変更届」という。）（別添様式-6）を提出し承諾を受けてください。

2) 依頼者は、発生土の搬入が終了した時点で「建設発生土搬入終了届」を事業団へ提出してください。（別添様式-7）

## 11. 受入拒否および受入の中止等

次の場合は発生土の受入拒否あるいは中止をすることがあります。

1) 管理票の携帯または車両標示ステッカーの掲示をしなかったとき。

2) 管理票に必要事項が記入されていないとき。

3) 処分場に搬入できない（受入基準に適合しない）発生土を搬入しようとしたとき。

4) 受入費を指定期日までに支払わなかったとき。

5) 事業団事業の円滑な運営に著しく不誠実であるとき。

なお、処分場に搬入できない（受入基準に適合しない）発生土あるいは発生土以外の物を搬入した場合は、依頼者にて撤去していただきます。

## 12. 事業団施設利用の制限等

事業団が、天候等のその他やむを得ない理由により、処分場を利用することが危険又は困難であると判断した場合、処分場に搬入する発生土の量を制限するか、処分場の利用時間を制限（停止を含む）することがあります。また、その状況が改善されるまで処分場の利用を制限することがあります。

## 13. 発生土の適正管理

依頼者は、その責任において適正に発生土を保管し、安全に搬入するよう運転手へ指導、監督してください。

## 14. お問い合わせ先

発生土の搬入に関する問い合わせにつきましては、下記までお願いします。

公益財団法人岡山県環境保全事業団 水島事業所 顧客業務課

〒712-8074 倉敷市水島川崎通1-18

TEL (086) 440-0666 FAX (086) 444-2933

## 様式及び記入例等

- 建設発生土搬入依頼書 【記入例】
- 搬入車両届出書 【記入例】
- 水島処分場への建設発生土の受け入れに関する覚書
- コード番号表【発行例】
- 建設発生土管理票 【記入例】
- 製鉄所隣接地 通門許可申請書 【記入要領】
- 建設発生土搬入依頼変更届 【記入例】
- 建設発生土搬入終了届 【記入例】
- 車両標示ステッカー見本
- 産業廃棄物搬入ルート案内図

電子データで作成する場合は、様式を  
事業団ホームページ〔URL：<https://www.kankyo.or.jp/soilresidue/repository/>〕  
に掲載していますのでご利用下さい。

様式－1

依頼者コード	
--------	--

建設発生土搬入依頼書

公益財団法人岡山県環境保全事業団 殿

搬入期間		●●年 ●●月 ●●日 ～ ●●年 ●●月 ●●日
依頼者	(フリガナ) 名称 役職 代表者	マルマルカンキョウ カブシキガイシャ ●●環境株式会社 代表取締役 環境 太郎
	所在地	〒701-0212 岡山市南区内尾665-1 TEL 086-298-2122 FAX 086-298-2496
工事または事業場	(フリガナ) 工事名または事業場名	マルマルトウロカイチクウジ ●●道路改築工事
	所在地	〒712-8074 倉敷市水島川崎通1-18 TEL 086-298-2122 FAX 086-298-2496
担当者	職名	環境保安部 主査
	(フリガナ) 氏名	カンキョウ イチロウ 環境 一郎
	連絡先	TEL 086-440-0666
緊急連絡先		FAX 086-444-2933 E-mail ●●●●@kankyo.or.jp
送付先	覚書	<input checked="" type="checkbox"/> 依頼者 <input type="checkbox"/> 事業場 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	請求書	<input type="checkbox"/> 依頼者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業場 <input type="checkbox"/> その他 ( )
搬入土質及び搬入土量		土砂: 300 t 岩砕: 200 t 合計: 500 t (備考) 土量は単位体積重量を2.0 t/m3として、重量により記入して下さい。

その他添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>搬入車両届出書 (様式－2)</li> <li>工事位置及び搬入経路がわかる図面</li> <li>建設発生土の性状等がわかる写真</li> <li>JFEスチール(株)通門証を所有していない通行予定者が建設発生土を搬入しようとする場合は、製鉄所隣接地通行許可申請書 (様式－5)</li> </ol>
---------	--

搬入車両届出書

1. 依頼者

名 称	●●環境株式会社		
担当者	氏名 環境 一郎	TEL 086-440-0666	FAX 086-444-2933

2. 運搬業者

名 称	運搬を委託される場合は『運搬業者名』を記入。 自己運搬の時は『同上』と記入
-----	--

3. 搬入車両 ※登録済みの車両は記入する必要ありません。

	車 両 番 号	車 種	車両コード <small>※事業団記入</small>
1)	岡山×××あ××-××	10t積ダンプ	
2)	岡山×××い××-××	10t積ダンプ	
3)			
4)			
5)			
6)			
7)			
8)			
9)			
10)			
11)			
12)			
13)			
14)			
15)			
16)			
17)			
18)			
19)			
20)			

添付書類	自動車検査証の写し
------	-----------

水島処分場への建設発生土の受け入れに関する覚書

株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●（以下「依頼者」という。）と公益財団法人岡山県環境保全事業団 理事長 ●●●●（以下「受入者」という。）は、依頼者が施工する『令和●年度 ●●●●●工事』に伴って発生する建設発生土（以下「発生土」という。）の受け入れについて、次のとおり覚書を締結する。

（搬入場所）

第1条 発生土の搬入場所は、受入者が管理する倉敷市水島川崎通一丁目地先にある水島埋立処分場内の受入者が指定する場所とする。

（搬入期間）

第2条 発生土の搬入期間は、覚書締結日から●●●●年●●月●●日までとする。ただし、搬入期間は、依頼者または受入者の事業の状況に応じて、依頼者と受入者が協議のうえ変更できるものとする。

（発生土の搬入）

第3条 依頼者は第1条に定めた場所まで発生土を運搬し、法令及び受け入れ条件等を遵守し搬入するものとする。

- 2 依頼者は発生土の搬入に当たり、受入者が定める『建設発生土搬入要領』を遵守するものとする。さらにJFEスチール株式会社西日本製鉄所（倉敷地区）が定めた入場手続き及び『産業廃棄物搬入者通行要領』における「産業廃棄物」を「建設発生土」に読み替えて遵守するものとする。
- 3 依頼者は、自ら搬入を行う場合、建設発生土搬入要領並びに産業廃棄物搬入者通行要領に従わなければならない。また、搬入を運搬業者に委託するときは、依頼者の責任において厳正に監督し、本覚書、建設発生土搬入要領並びに産業廃棄物搬入者通行要領を遵守させなければならない。

（損害賠償）

第4条 依頼者又は依頼者が委託した運搬業者が、受入者又は第三者に与えた損害については、依頼者は、これを賠償しなければならない。

（発生土受入の拒否および中止）

第5条 受入者は以下の事項に該当する場合は、発生土の受入拒否あるいは中止をすることがある。

- 1) 管理票または車両標示ステッカーを携帯しなかったとき。
- 2) 管理票に必要事項が記入されていないとき。
- 3) 処分場に搬入できない（受入基準に適合しない）発生土を搬入しようとしたとき。
- 4) 受入費を指定期日までに支払わなかったとき。
- 5) 受入者事業の円滑な運営に著しく不誠実であるとき。

なお、処分場に搬入できない（受入基準に適合しない）発生土あるいは発生土以外の物を搬入した場合は、依頼者の責により撤去するものとする。

（発生土の受入費）

第6条 依頼者は受入者が請求する受入費（500円/t 消費税別）を支払うものとする。なお、受入者は毎月10日までに前月分の受入費を依頼者に請求し、依頼者は当月末日までに受入者の指定する方法により支払わなければならない。

(覚書締結の費用)

第7条 本覚書締結に要する費用は依頼者、受入者が双方平分して負担することとする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義が生じた場合は、依頼者および受入者が協議のうえ決定するものとする。

この覚書の締結の証として本書2通を作成し、依頼者、受入者それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

●●●●年 ●月 ●日

依頼者 岡山県●●市●●

株式会社 ●●●●

代表取締役 ● ● ● ●

受入者 岡山市南区内尾665-1

公益財団法人 岡山県環境保全事業団

理事長 ● ● ● ●

## コード番号表

〇〇建設株式会社 殿

●●●●年 ●●月 ●●日

公益財団法人 岡山県環境保全事業団

先に覚書を締結したものについて、下記の通りコード番号を設定いたしましたので、これにもとづいて建設発生土管理票に記入し、搬入してください。

依頼者名・工事名・事業場名・仮置場名	依頼コード
〇〇建設株式会社      〇〇道路改築工事	●●●●

搬入物				
No.	大分類名称	小分類名称	搬入物コード	単価
1	建設発生土	土砂	△△△△	500円/t
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	事業団が発行します			
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

No.	運搬業者名	運搬業者コード
1	建設発生土運搬業者	998
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

## 建設発生土管理票

搬入日： ●●●●年 ●●月 ●●日

	名称	コード番号
依頼者	○○建設株式会社	●●●●
工事名・事業場名・仮置場名	○○道路改築工事	
搬入物	建設発生土（土砂）	△△△△
運搬業者	建設発生土運搬業者	998
車両番号	岡山○○○あ○○-○○	××××
運転者	○○ ○○	

注) コード番号は覚書締結時に設定したコード番号（『コード番号表』参照）を記入して下さい。  
 建設発生土管理票は搬入日に使用する車両番号ごとに作成のうえ、運転者が携帯し、計量所へ提示して下さい。

以下、事業団記入欄

ブロック番号	
受入済証番号	

**記入要領**

**※委託運搬**

**製鉄所隣接地 通行許可申請書**

写真撮影日：	月	日
--------	---	---

JFEスチール(株)西日本製鉄所 **※枠内の赤字部分はすべて記入してください。** 受付日 年 月 日

環境・防災部長 殿

環境・防災部 入場許可印

JFE 西日本ジーエス 受付

監督部課 課長

申請者(元請会社・事業所代表者)

所在地： 岡山県〇〇〇〇 〇〇工業

会社名： 代表取締役社長 〇〇 〇〇

役職： 〇〇 〇〇

氏名： 086-447-XXXX

TEL：

**元請印**

( **新規** ・ 更新 )

二 次 下 請 会 社 (所在地) (会社名) <b>※下請会社を記入</b> (代表者) ( TEL )	入 場 者 所 属 会 社 (所在地) (会社名) <b>※入場者の所属会社を記入</b> (代表者) ( TEL )
(カナ) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 入場者氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇	生年月日 (西暦) 20XX 年 4 月 1 日
入場期限 (西暦) 20XX 年 7 月 まで	(重要) 管理責任者 所 属： 〇〇〇 担 当 者： 〇〇 〇〇 連 絡 先： 086-447-XXX

**※通門証を実管理  
いただく方を記入し  
てください。**

**入場者の免許証のコピーを貼って下さい。(顔写真が鮮明なもの)**

**※この申請書が講習日限定仮通門証となります。**

公的証明書とは

a. 自動車運転免許証、又はパスポート(※1)

b. 住民票は、写真付き身分証明書(※2)との併用とする

c. 外国籍の方は、在留カードまたは永住者カード【写真付】

(※1)マイナンバーカードは不可

(※2)写真付き身分証明書とは 資格者証他、入出者管理担当部署の長が認める証明書。

- 【個人情報の利用目的】
- ご記入いただいた個人情報、及び提出いただいた公的証明書記載事項に付きましては、入出場者の本人確認を目的とした利用に限定すると共に、個人情報の厳格な管理を行います。
  - 個人情報の保存期間は有効期限後1年間とし、その後は速やかに廃棄し個人情報の流出防止を行います。

**誓 約**

**貴西日本製鉄所への入場に際し下記条項を誓約いたします。**

- 当社従業員、及び下請関係従業員に貴地区の諸規則（社外者入場管理要領等）を遵守させます。
- 当社従業員、及び下請関係従業員の身許は当社で引き受け、万一不都合のあった場合は一切の責任を負います。
- 当社従業員、及び下請関係従業員の故意又は過失により、貴地区に損害をかけた場合は当社が全てを弁償し、一切の責任を負います。
- 又、既に他の会社から申請して入場が許可されている者を、当社が一時的に使用する場合も同様の責任を負います。

**※必ず、入場者本人の直筆で、公的証明書の記載通りに記入してください。**

5. 私は、現在又は将来にわたって、暴力団等反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。

※ 署名は必ず入場者本人の直筆で、公的証明書に記載されている表記の通りに記入してください。  
鉛筆・消えるペンは不可です。

自筆署名： 〇〇〇〇 〇〇〇〇

**【太枠内は全て記入】**  
申請書のフォーマット変更は受付不可

入金		入力		No.
----	--	----	--	-----

## 建設発生土搬入依頼変更届

●●●●年●●月●●日

公益財団法人岡山県環境保全事業団 殿

依頼者 住所 岡山市南区内尾○○-△  
 氏名 ○○建設株式会社 印  
 代表取締役 環境太郎

●●●●年●●月●●日付で覚書を締結した建設発生土の搬入について、依頼内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

### 【当初依頼内容】

依頼者コード (事業者コード)	●●●●
搬入期間	●●●●年●●月●●日～●●●●年●●月●●日
発生工事名または事業場名・仮置場名など	○○道路改築工事
上記の住所	〒○○○-△△△△ 倉敷市水島川崎通り○-△△
担当者氏名・連絡先	環境 一郎 TEL 086-440-×××× FAX 086-444-××××

### 【変更内容】

変更内容	搬入期間の延長  ●●●●年●●月●●日→●●●●年●●月●●日に変更
変更理由	工事の進捗に遅れが生じたため。

※搬入車両を追加する際は、搬入車両届出書（様式-2）を添付してください。

上記変更届を承諾します。

年 月 日

公益財団法人岡山県環境保全事業団

# 建設発生土搬入終了届

●●●●年●●月●●日

公益財団法人岡山県環境保全事業団 殿

依頼者 住所 岡山市南区内尾〇〇-△

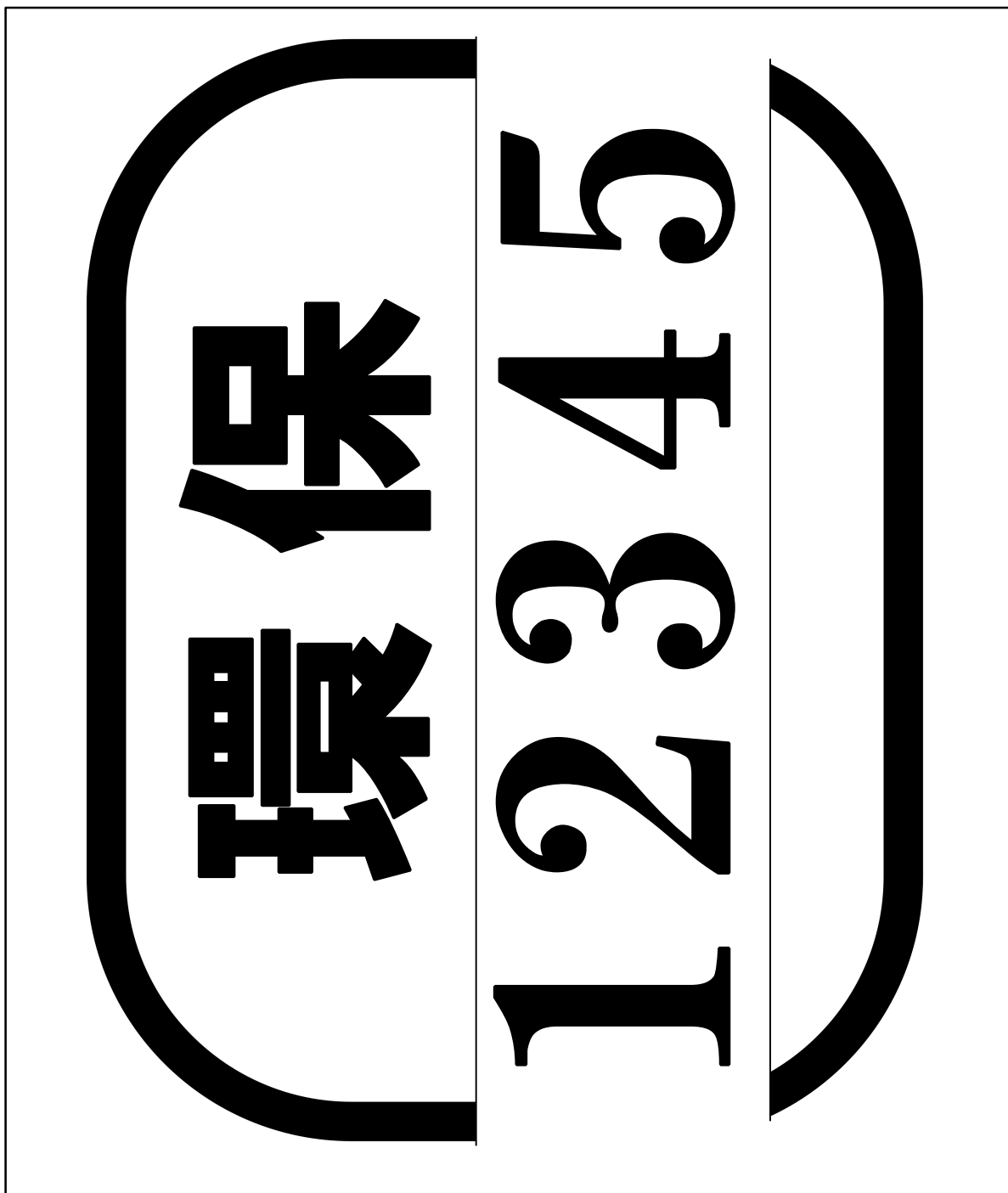
氏名 〇〇建設株式会社 印  
代表取締役 環境太郎

下記の建設発生土の搬入が終了しましたので届けます。

## 記

依頼者コード (事業者コード)	●●●●
搬入期間	●●年●●月●●日 ~ ●●年●●月●●日
発生工事名または事業場名・仮置場名など	〇〇道路改築工事
上記の住所	〒〇〇〇-△△△△ 倉敷市水島川崎通り〇-△△
担当者氏名・連絡先	環境 一郎 TEL 086-440-×××× FAX 086-444-××××

●車両標示ステッカー見本



●産業廃棄物搬入ルート案内図

